

## ロシア・ベラルーシ向け輸出規制措置について（経済産業省）

今般のウクライナ情勢に関するロシア・ベラルーシ向け輸出禁止措置等を実施するため、経済産業省は3月11日に外為法に基づく輸出貿易管理令の改正を行い、同15日に対象となる貨物および役務取引（技術の提供等）等を定める省令および告示を制定しました。

今後の輸出承認手続きおよび役務取引許可手続き、対象品目等は、以下のプレスリリース、資料および説明動画をご参照ください。

### 1. プレスリリース

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置を実施します（措置の対象となる貨物及び役務取引等について）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220315007/20220315007.html>

### 2. 参考資料

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について（ロシア・ベラルーシ向け輸出禁止措置等）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220315007/20220315007-1.pdf>

### 3. 説明動画

※上記2の資料「外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について（ロシア・ベラルーシ向け輸出禁止措置等）」の説明動画

<https://www.youtube.com/watch?v=AUKfch6dv-E>

(参考 URL)

■ 対ロシア等制裁関連

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/crimea.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

■ ウクライナ情勢関連特設ページ

<https://www.meti.go.jp/ukraine/index.html>

(問い合わせ先)

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課

電話：03-3501-1511(内線 3 2 4 1)

03-3501-0538 (直通)

(申請先)

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課

担当班：対ロシア審査班

電話：03-3501-1659 (直通)

メールアドレス：bzl-russia-seisai@meti.go.jp